こども家庭庁　支援局　　2024 年 2 月 26 日
障害児支援課
　課長　　栗原　正明　　様

全国発達支援通園事業連絡協議会
会長　近藤　直子

障害児通所支援施策への要望・提言

全通連は、1997 年発足以来その名の通り発達支援の充実に向けて、おもに 0-2 歳の親子を支援する観点で提言を続けています。

2012 年の児童福祉法改定で「子どものことは子どもの施策で」という私たちの願いが形になりましたが、障害児支援の所管は障害者施策に紐づいたままでした。

今年度「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか」のスローガンのもと一元的に子ども施策を進めていく体制が整えられたことに加えて、「障害児も子ども」として障害児支援課が立ち上がったことは大変心強く感じております。

一方、新型コロナウィルスの影響下の 3 年間で、乳幼児集団健診や親子教室の中止・延期、保健師の家庭訪問が困難になるなど、母子保健施策へのアクセスが難しい状況が生まれましたが、5 類移行後に従前の体制に戻っていると言えるのか不安があります。

今後、母子保健、子育て支援、保育園・幼稚園、発達支援など子ども関連機関、施策がそれぞれの立場からより強い連携が求まられます。それぞれの立場から、進捗状況や検討状況をご教授ください。

１、障害児通所支援に関する要望

①乳幼児については配置基準を３：１としてください。その前段として個別サポート加算Ⅰにつき全員を対象とし、判定やそれに伴う聞き取りを廃止してください。

今回の報酬改定で従来の個別サポート加算Ⅰは本体報酬に含まれることとなった。

②児童発達支援センターが「地域の中核的な役割」を果たすために「地域支援部門」の大幅報酬増をお願いします。

中核機能強化加算を新設した。

③児童発達支援センターが未設置の自治体につき、児童発達支援事業に中核的機能を付与することはできないか。

センター未設置地域において、他の事業所での実施も評価する。

④「在り方検討会」報告に示された「総合支援型」は、私たち「心身障害児通園事業」から出発した「児童発達支援事業」が、親子療育を基本に「毎日通う」中で、生活、あそび、集団作りを大切にしてきたことと合致しています。報酬上の評価を具体的に示してください。

⑤支援の質や専門性を求める一方で、「長時間の預かり」などが強調されています。医ケア児を含めた「就労支援」をどのように位置づけていくのか、保育側とどう役割分担していくのか示してください。

現在、保育・発達支援双方からのアプローチを手探りで行っている状況。

⑥「地域における保育所・保育士の役割の在り方検討会とりまとめ」で示されている「児童発達支援との一体的運営を認める」＝インクルーシブ保育についての検討状況を教えてください。なお、障害児支援側が保育所をつくる流れについても教えてください。

（保育・障害児）

双方の指定基準をクリアしていることが原則だが、「交流保育」を実施しているイメージで一体的支援について省令で示している。

⑦基幹相談支援センターの委託に関して消費税課税の方向が示されたことと合わせて、第2種社会福祉事業に現在位置づいていない「障害等療育支援事業」などへの課税の動きがあるが、センターの中核的機能、地域支援機能と密接に関わる内容であり、見解をお聞かせください。

２．「こども家庭センター」等の方向性に関して

4月より設置義務。事業の実績については、母子保健課調査(1/15発表)に。

健診は99%の受診。訪問事業は81%。フォローアップの状況も把握。しかし、20%は漏れている。親子教室等の土曜実施なども検討。三鷹市を先進事例として把握している。

(1)発達支援に関して中核的機能を果たすために「児童福祉法」に規定された自治体の「こども家庭センター」との連携の必要性を明確にして下さい。

虐待に遭いやすいゼロ歳児、特に明確な障害がある児・医ケア児が、希望すればゼロ歳児期から児童発達支援センターに通所できるよう、児童発達支援センターの整備を進めること。家庭訪問療育等も含めて、早期から親子を支援しうるよう、入院病院から「こども家庭センター」への申し送りが速やかに行われるよう関係機関の連携を強化して下さい。

（障害児・母子保健）

(2)母子保健の事業のうち「乳幼児健康診査」について自治体により実施方法が異なる実態はあるが、健診の結果やそこでの相談内容などに関して自治体が責任をもって把握する仕組みを構築し、その後の支援に確実につなげてください。また、センターの中核的機能に健診に関わる枠組みを示してください。**（母子保健・障害児）**

(3)母子保健が重視している「育てにくい子どもへの支援」強化のために、保健師が家族全体を支援する「学区担当制」を担保するとともに、「育てにくい乳児」が利用できる継続的な「親子教室」を「こども家庭センター」が運営することを明確にしてください。児童発達支援センターが「親子教室」の運営に協力することで、より密度濃い発達支援に繋ぐ仕組みを築くことの必要性を明示してください。**（母子保健・障害児）**

(4)「障害者権利条約」総括所見でも指摘されたように、「医学モデル」ではなく、ていねい

な支援を必要としている親子が、医師の診断なしで利用できる無償の「親子療育教室」を制度化し、「こども家庭センター」や「児童発達支援センター」の事業として位置づけてください。

(5)以上の仕組みを築くことで「育児休業」中からの親子の支援が可能になるとともに、保育所就園後の支援もスムーズになると考えています。3 歳未満児も含めた保育所・幼稚園・認定こども園の障害が診断されている子どもへの支援は当然のこととして、園が「気になる」と考えている子どもへの支援の充実のために、地域支援部門への大幅な報酬増を要望します。**（障害児・保育）**

2007 年から対象を拡大。手帳不要に。2018 年には交付数 2 倍になっている。未満児の加配 30%に。2024 年には 40%目標。

(6)こども家庭センターと児童発達支援センターが共同で進める「障害者自立支援協議会乳幼児部会」に児童発達支援事業所・障害児相談支援事業所の参加を義務付けることで、自治体の仕組みが有効に機能するようにすべきだと考えます。

(7)現在検討されている「親子関係形成支援事業実施要項」には「児童」の対象年齢が明記されていませんが、こども家庭庁の事業として考えるならば、乳児、すなわちゼロ歳児から対象とするようにお願いします。その場合、対象の親子は、保健師が訪問や健診で把握したゼロ歳児となるため、実施場所は保健センター、こども家庭センターを基本とすることをお願いします。実施内容は、主に児童を対象とする書き方になっていますが、虐待はゼロ歳児で生じやすいため、講義よりも、ゼロ歳児の親子が実際に「遊びや関わり」を通して、発達・成長・こどもの特徴に応じたかかわりを学ぶという事業運営が求められると考えます。**（障害児・母子保健）**

対象は、児童福祉法の示す児童なので 0－18 歳。不安があるかないか、グレーゾーンも対象。年齢の幅があるので、それぞれの年齢層によって親子関係は異なる。内容はこれから…

(8)「成育医療等分科会」で５歳児健診実施に向けての検討が進んでいますが、発達障害が疑われた場合に「適切な療育につなげること」になっていますが、そこで考えられている療育について教えてください。**（母子保健）**

現在実施は１５%。5 歳は満年齢なので年中児ということ。社会性の課題が浮き彫りになる。4 歳では早い(？)。発見のみではなく、フォローアップも。福祉、教育との連携が必要。研究班でマニュアルを作成中。

(9)「社会福祉法」に掲載されていない「障害児等療育支援事業」等に消費税がかかる件に関して、国税局との調整をお願いします。すべての自治体に「児童発達支援センターを設置する」目標実現のための、都道府県の役割を委託されている事業所に負荷がかかることのないよう対処をお願いします。

(10)「こども子育て支援制度」がらみで、保育所のための「利用調整基準表」の「調整指数；

就労の状況」に「市内自治体の保育所、認定こども園及び地域型保育事業所に勤務する保育士等」が加点対象となっていますが、児童福祉施設・事業の保育士等が加点対象となっていないのは、何故でしょうか。保育士不足は障害児や養護関係分野でも同様な状況です。児童発達支援センター、重心児デイ等の増設目標からしても対応が必要かと考えます。**（保育）**

市町村で判断。

→入園困難な都市部でこそ必要。国の例示がないと市町村は対応できない。

３、都道府県の役割の明確化に関して

(1)難聴乳幼児、視力障害乳幼児、希少障害、外国人等、自治体の児童発達支援センターにノウハウの蓄積が弱い領域に関する都道府県の支援強化をお願いします。

(2)人口規模が小さく専門人材の確保が難しい自治体において、「こども家庭センター」設置、「児童発達支援センター」機能充実が可能となるよう、都道府県が人材育成・研修等に果たすべき役割を明確化してください。

(3)保育所と児童発達支援の一体的運営が最も必要となると予想される人口減少自治体に対し、都道府県が積極的に政策誘導するよう指導することをお願いします。**（保育・障害児））**

その他。主に鈴木課長補佐とのやりとり。

・「こども家庭センターガイドライン」は、Ⅰ．総論、2．母子保健、3．虐待防止の３層構造。障害児支援が明示されているので動きやすくなるが、虐待防止は要支援、要養護のみを対象としている。もっぱら「総括支援員」の役割が大きくなる。

・5 領域の扱い。放デイの支援内容では難しいが、アセスメントに関して押さえていく。

・支援時間は、個別支援計画に明記した範囲で運用。

・障害児等。もともと税は含まれていると認識。